
日本海洋政策学会誌

第 11 号

(2021 年 11 月)

日本海洋政策学会誌

第 11 号
(2021 年 11 月)



日本海洋政策学会

日本海洋政策学会

- 会長** 坂元 茂樹 / 神戸大学 (名誉教授)
- 副会長** 道田 豊 / 東京大学
兼原 敦子 / 上智大学
- 理事** 大塚 夏彦 / 北海道大学
河野 真理子 / 早稲田大学
神田 穰太 / 東京海洋大学
窪川 かおる / 帝京大学
佐藤 慎司 / 高知工科大学
佐藤 徹 / 東京大学
柴山 知也 / 早稲田大学
庄司 るり / 東京海洋大学
鈴木 英之 / 東京大学
武居 智久 / 三波工業
中田 薫 / 水産研究・教育機構
中原 裕幸 / 横浜国立大学
西村 弓 / 東京大学
牧野 光琢 / 東京大学
升本 順夫 / 東京大学
松田 裕之 / 横浜国立大学
森川 幸一 / 専修大学
- 監事** 植松 光夫 / 埼玉県環境科学国際センター
岡本 信明 / トキワ松学園
- 顧問** 小宮山 宏 / 三菱総合研究所
秋山 昌廣 / 秋山アソシエイツ
小池 勲夫 / いであ
寺島 紘士 / 元笹川平和財団
山形 俊男 / 海洋研究開発機構
來生 新 / 横浜国立大学 (名誉教授)
- 常設委員会** 総務委員会 (委員長 道田 豊)
財務委員会 (委員長 大塚 夏彦)
学術委員会 (委員長 牧野 光琢)
編集委員会 (委員長 兼原 敦子)
広報委員会 (委員長 窪川 かおる)
- 事務局** 事務局長 升本 順夫

— 目 次 —

■ 招待論文

- ◇国連海洋科学の10年における海洋データ・情報管理の充実に向けて……………4
道田 豊

■ 論文

- ◇日本において一般海域を管理する法令が整備されない要因についての考察……………15
諏訪 達郎

■ 研究ノート

- ◇洋上風力産業の地域経済への貢献：秋田県における拠点港の役割……………27
田嶋 智、大鳥 弘雅、山口 健介
- ◇海洋保護区目標設定を巡る国際的動向
セーシェルの事例と30×30目標案に関する国際合意形成と実施に向けた課題……………42
小林 正典

■ 解説

- ◇国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する新協定策定に向けた
国連における交渉過程の分析と展望
－ 能力構築及び海洋技術移転の議論を中心に……………55
前川 美湖、藤井 巖
- ◇1875(明治8)年の英国艦 HMS Challenger 号による
日本周辺海域での海洋調査観測活動と明治政府の対応……………70
中原 裕幸

■ 第12回年次大会概要……………87

■ 編集委員会より……………88

- ◇編集後記
兼原 敦子

国家管轄権外区域の海洋生物多様性の
保全と持続可能な利用に関する新協定策定に向けた
国連における交渉過程の分析と展望
－ 能力構築及び海洋技術移転の議論を中心に

Toward Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of
Areas Beyond National Jurisdiction:
Analysis and Prospects for Negotiation Process at the United Nations with a
Focus on Capacity Building and the Transfer of Marine Technology

前川 美湖¹、藤井 巖¹
Miko Maekawa¹, Iwao Fujii¹

広大な海洋は人間活動により影響を受けており、世界の海の約六割を占める「公海」における海洋生態系や生物種の保全と持続可能な利用について、既存の国際法の枠組みでは明確な規律が欠如している。その認識に立ち、国連海洋法条約（UNCLOS）のもと「国家管轄権外区域の海洋生物多様性」の保全と持続可能な利用について、新しい法的拘束力を有する文書（実施協定）を策定するため、国連において正式な交渉が開始した。この政府間会議では、海洋遺伝資源（利益配分の問題を含む）、区域型管理ツール（海洋保護区を含む）、環境影響評価、能力構築・海洋技術移転の4点について議論がなされている。多くの先進国は、「公海自由の原則」に依拠し、公海や深海底の生物資源の自由な利用を主張しているのに対し、開発途上国はいわゆる「人類の共同財産の原則」に基づき、特に海洋遺伝資源から得られる利益についても人類全体で管理配分すべきとの立場を取っており、多くの論点で各国の主張は対立している。本稿では、BBNJに関する国連加盟国の主要な立場と論点を整理し、特に能力構築・海洋技術移転に着目し今後の交渉の課題と展望を提示する。

キーワード：BBNJ、UNCLOS、能力構築、海洋技術移転

A vast area of the ocean is being affected by a variety of human activities. However, existing frameworks of international laws lack clear rules for the conservation and sustainable use of marine ecosystems and species in the high seas, which account for about 66% of the world's oceans. Having recognized this issue, formal negotiations have begun at the United Nations to develop a new legally binding instrument (implementation agreement) under the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS), which is also known as a constitution of the ocean. In order to develop a new agreement on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction (BBNJ), three sessions of the Intergovernmental Conference have been convened so far pursuant to UN Resolution adopted by the UN General Assembly in 2017, with the fourth session postponed. The Intergovernmental Conference is discussing four elements: marine genetic resources, including the sharing of benefits; area-based management tools, including marine protected areas; environmental impact assessments; and capacity

building and the transfer of marine technology. Conflicting views still persist among the participating states. Many developed countries insist on the free use of biological resources in the high seas and the deep seafloor (the Area), citing the concept of “the freedom of the high seas.” In contrast, developing countries have taken the position that the benefits of marine genetic resources, in particular, should be managed and distributed across mankind based on the principle of “the common heritage of mankind.” This paper examines the major positions of the UN member states on the BBNJ agenda, presents the challenges and prospects for future negotiations, and examines the interface between UNCLOS implementation and sustainable development, with a focus on capacity building and the transfer of marine technology

Key words: BBNJ, UNCLOS, capacity building, marine technology transfer

1. はじめに

公海は、いずれの国家も管轄権を行使することができない「国家管轄権外区域」(Areas Beyond National Jurisdiction: ABNJ) であると同時に、グローバル・コモンズの認識のもと、全ての国家に等しく解放された海域である¹。しかし、公海に存在する豊かな海洋生物資源、特に深海底の遺伝資源に関する法的位置づけ等を対象とした取決めは未だ不明瞭である²。また、公海の海洋生物多様性の保全という観点からも、海の憲法ともいわれる「海洋法に関する国際連合条約」(United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS) を含む既存の枠組は不十分とされている³。例えば、UNCLOS 第 192 条は「いずれの国も、海洋環境を保護し及び保全する義務を有する」と規定しているものの、公海における具体的な海洋保全の取組みは部分的に留まる⁴。しかし、2019 年に発表された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」(IPBES) による報告書は最新の科学的知見をもとに、「生物多様性の減少は公海域を含め全球的にかつてないほど進んでおり、その保全には革新的変化が求められる」と警鐘を鳴らしている⁵。したがって、これらの制度的なギャップあるいは欠点を補完することは、海洋生物多様性を保全し、持続的に利用するために必要不可欠であると同時に、国連持続可能な開発目標 (SDG) の「海の豊かさを守ろう」(SDG14) を達成するうえでの鍵となる⁶。

国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction: BBNJ) の保全と持続可能な利用をめぐる議論は 2004 年の国連総会以降、国連の場で長年にわたり実施されてきた。現在の政府間で議論されている「BBNJ の保全と持続可能な利用に関する協定」(以下、BBNJ 新協定という) の草案は、その目的を「UNCLOS 関連規定の効果的な実施とさらなる国際協力と調整を通じて、BBNJ の長期的な保全と持続可能な利用を確約すること」⁷としている。本協定の交渉では、国家管轄権外区域である公海及び深海底の海洋生物多様性に関連して 4 つの主要なテーマについて議論が進められている。これらは、① 海洋遺伝資源 (Marine Genetic Resources: MGRs) (利益配分の問題を含む)、② 区域型管理ツール (Area Based Management Tools: ABMTs) (海洋保護区を含む)、③ 環境影響評価 (Environmental Impact Assessment: EIA)、④ 能力構築及び海洋技術移転 (Capacity Building and the transfer of marine technology: CB&TT) である。本協定が成立すれば、1995 年に採択された国連公海漁業協定に続く UNCLOS における 3 つ目の実施協定となり⁸、四半期ぶりの UNCLOS の改訂となる。しかし、BBNJ 新協定の内容について未だ政府間の意見はまとまっておらず、多くの論点について根本的な合意は確立して

いない⁹。そのため、本交渉がさらに長期化することは必至というのが、多くの加盟国の見方である¹⁰。

本稿はこれまでの16年におよぶ協議を振り返り、その到達点及び課題、ボトルネックとなっている論点について整理したうえで、特に能力構築及び海洋技術移転(CB&TT)に関する考察を加えることにより、合意のための道筋を探るための材料を示すことを目的とする。とりわけ2016年の準備委員会設立以降、現在の政府間会議までの交渉過程では、BBNJ新協定成立に向けた動きがより加速化したことから、直近5年間の議論の内容に焦点を当てることとする。また、CB&TTに関する議論は、BBNJの他の3つのテーマにそれぞれ関連し、BBNJ新協定の効果的な適用には、各国の海洋科学の実施等に関する能力構築あるいは開発が不可欠であるとされている¹¹。なお、本項におけるBBNJ新協定の交渉過程に関連する記述は、筆者がBBNJ関連会議に参加した際に、各国の発言を記録したノートを基に、政府間会議の議長声明の文書¹²等を参照しながら取りまとめた。

本稿では、まずBBNJ新協定の制定に向けた交渉の流れについて解説し、BBNJのCB&TTの議論における課題の抽出を行い、最後に海洋分野における能力構築の現状とBBNJへの応用について論じる。

2. BBNJ新協定の制定に向けた交渉のこれまでの流れ

2.1 BBNJ政府間会議に至るまでの経緯

BBNJの保全と持続可能な利用については、UNCLOSや生物多様性条約(CBD)等の既存の国際法の枠組では明確な規律がない^{13,14}。これに対して国際自然保護連合(IUCN)は、1995年に開催されたCBDの第1回科学技術補助機関会合(SBSTTA1)に提出した報告書を通して、特に深海底の遺伝資源へのアクセスに関する法的位置づけに関して、問題提起を行った¹⁵。その後CBD事務局は国連法務部海事海洋法課(DOALOS)との共同研究を実施し、深海底の遺伝資源の保全と持続可能な利用に関するCBDとUNCLOSの関係に関して、2003年のSBSTTA8において研究報告書を提出した¹⁶。本研究報告書では、UNCLOSのもと「人類の共同財産」の原則を深海底の遺伝資源に適用すること、あるいはCBDのもと、その枠組みの適用対象としてBBNJの遺伝資源を追加することが推奨された¹⁷。本研究を受けて2004年に開催されたCBDの第7回締約国会議(COP7)は、国連総会に対して当該問題に関するさらなる検討を要請した¹⁸。これ以降は国連総会のもと設置されたUNCLOS関連フォーラムへと議論の場が移されることとなった¹⁹。

かかる状況において、BBNJの保全と持続可能な利用を包括的に議論するための国連総会非公式公開特別作業部会が、2004年の国連総会決議により設置された²⁰。当初の議論の争点はUNCLOSの枠組内で新しい実施協定を策定するか否かに置かれた²¹。本議論に上った意見は、主に「人類の共同財産」の原則に則り深海底の生物資源を管理すべし新協定を求める見解(主に開発途上国)、公海の海洋生物多様性の保全そのものを強化すべし新協定を求める見解(主に欧州連合<EU>)、そもそも海洋遺伝資源には公海自由の原則が適用されるべきとし新協定策定に反対の見解(一部の先進国)に分類される²²。しかし、2011年に開催された第4回BBNJ作業部会以降、新協定策定に向けた動きが加速した。特に、2012年に開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果文書では、BBNJの重要性が改めて認識され、国連総会第69会期末(2015年開催)までにUNCLOSの下で国際文書を策定するか否かを決定することが求められた²³。なお、本作業部会は2006年から2015年までに計9回開催された。

その後、2015年の国連総会決議69/292により準備委員会が設置され²⁴、2016年から2017年まで計4回のBBNJ準備委員会が開催された。これら4回の議論においては、引続き深海底の生物資源に

適用すべき概念（人類の共同財産の原則または公海自由の原則）に関する議論を中心に、各国の見解に隔たりが見られた。BBNJ 準備委員会の議論の結果を受け、2017 年の国連総会決議 72/249 では、2018 年から 2020 年まで計 4 回の政府間会議（Intergovernmental Conference: IGC）開催が決定された²⁵。IGC において、BBNJ 準備委員会の勧告を検討し、可能な限り早期に文書を作成することを念頭に、BBNJ の保全と持続可能な利用に関する国連海洋法条約に基づく国際的な法的拘束力のある文書のテキストを精緻化することとなった。2020 年 8 月時点で、IGC3 まで終了しているが、2020 年開催予定であった IGC4 は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期された²⁶。IGC4 の開催時期は、2022 年の可能な限り早い時期、できれば当該年の上半期とされている²⁷。

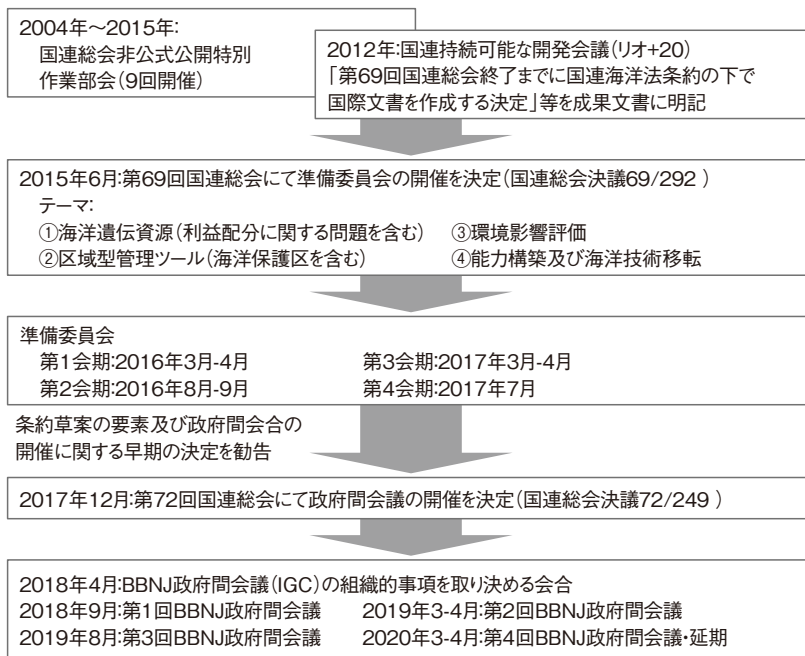


図 1. 国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) 交渉の流れ
(国連総会決議などをもとに筆者作成)

2.2 国連における能力構築及び海洋技術移転 (CB&TT) の取り扱い

まず、UNCLOS を含めて国連での海洋分野における CB&TT に関する議論を振り返りたい。1967 年の第 3 次国連海洋法会議において、「国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底を人類の共同の財産の一部であると宣言しよう」というアルビド・パルド大使によるマルタ提案が提起され、同時に先進国が海底の開発で支配的立場に立つのを回避するため海洋技術の移転が議題に上げられた。その後、継続的に本テーマが議題に上り、1982 年の UNCLOS 採択時に、本条約の第 14 部として、本テーマが取り込まれた。UNCLOS は、第 14 部「海洋技術の発展及び移転」第 266 条において、「いずれの国も、開発途上国の社会的及び経済的開発を促進することを目的として、(中略) 海洋科学及び海洋技術の分野において、技術援助を必要とし及び要請することのある国（特に開発途上国（内陸国及び地理的不利国を含む。）の能力の向上を促進する。」と規定している。本条文が取り込まれた背景には、当時の海洋

技術はごく限られた国でしか開発されていなかったため、UNCLOSの宣言原則に含まれる約束を効果的なものにするためには、世界の他の国に「公正かつ衡平な条件」で海洋技術を迅速に移転する過程を確立し、かつ推進することが必要であるという考えがあった²⁸。この約束とはすなわち、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下と定義される「深海底」の探査及びその資源の開発は、国の地理的位置にかかわらず、人類全体の利益のために、かつ、開発途上国の利益及びニーズを特に考慮して、実施されなければならないという考え方を指す。

「能力構築」(Capacity Building)の概念は時代とともに発展したが、UNCLOSでは、能力構築の明確な定義は示されていない。しかし、能力構築は、海洋技術移転を含むより広い概念であると捉えられている。一方、開発の文脈では個人や組織の能力を主な対象とする能力構築から、さらに制度や政策の整備をも含む「能力開発」(Capacity Development)へと発展している。国連開発計画(UNDP)は、能力開発を「個人、組織、制度や社会が個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく能力の発展プロセス」(1998)と定義している²⁹。さらに、UNDPは、能力構築は「支援対象者・国にもともと能力がなく、ゼロから能力を構築していく」という前提があること、一方で能力開発は「支援対象者・国がもともと有する能力をさらに発展させていく」という概念が前提となっていることを指摘している³⁰。また、国際協力機構(JICA)は能力開発を「途上国の課題対処能力が、個人、組織、社会などの複数のレベルの総体として向上していくプロセス」と定義している³¹。

また、海洋技術及び海洋技術移転の定義についても、UNCLOSでは明確な規定はない。そのため、2005年には、海洋技術の発展及び移転を促進する目的で、「海洋技術の移転に関するIOC基準・ガイドライン」が、ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)専門家諮問委員会により公表された。当ガイドラインは、海洋技術を「海洋及び沿岸域の自然及び資源に関する研究及び理解の向上を目的として、知識を生じかつ利用するために必要な器具、設備、船、過程及び方法論のこと」と明記している。また、その具体的内容を(a)海洋科学及び関連する海洋活動並びに役務に関する、ユーザーに使いやすい形態の情報及びデータ、(b)手引書、ガイドライン、基準、参考資料、(c)標本及び分析機器、(d)観測施設及び機器、(e)現場及び研究室での観測、分析及び実験のための機器、(f)コンピュータ及びコンピュータソフトウェア、(g)海洋の科学的調査及び観測に関連する専門知識、知見、技能、技術的・科学的・法律的ノウハウ並びに分析方法、と規定している。IOCは技術移転の仲介役を担い、そのための申請用紙や窓口を用意したものの、実際には海洋技術移転の取組みはなかなか進まなかった。

2014年の国連総会「海洋と海洋法に関する決議」(69/245)では、国家、特に発展途上国が条約(UNCLOS)を実施し、海洋と海の持続可能な開発から利益を享受できることができるようにするために、能力構築や海洋技術の移転を含む協力が不可欠であることが改めて強調された。また、途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、アフリカ沿岸国が、条約(UNCLOS)を実施し、海洋の持続可能な開発から利益を享受できるようにするとともに、海洋と海洋法の問題を扱う世界的、地域的なフォーラムやプロセスに十分に参加できるようにするべきことが指摘された³²。そして、この方向性は2015年に採択された持続可能な開発目標(SDGs)として統合された。

2.3 BBNJ交渉における能力構築及び海洋技術移転の位置付け

能力構築及び海洋技術移転(CB&TT)は、前述の通りUNCLOS第14部やその他の関連する条文において、努力義務または一般的な国際協力義務として既に定められている要素である(第143条3

項、第144条、第243条、第244条、第266条、第273条、第276条等)³³。そして、CB&TTについては、上記のBBNJ主要テーマであるMGRs、ABMTs及びEIAに関する取り決めの実効性にも関わる分野横断的テーマであり、かつUNCLOSの衡平性を追求する観点からも重要な論点であることが多くの国連加盟国、特に開発途上国により指摘されている。CB&TTが、UNCLOSと持続可能な開発の結節点になるとの見方もある。CB&TTの交渉の行方がBBNJ交渉の妥結の鍵を握っている側面も強い。かねてより開発途上国側からはUNCLOSの海洋技術移転の実施がなかなか進まないことに対する不満がある。そして、BBNJにおける利益配分の問題を解決するために、非金銭的利益配分の対象として、海洋分野での能力構築プログラムが検討されている。ただ、既存の海洋関係の能力構築プログラムに関する具体的な情報や到達点に関する情報が不足していることも交渉をより困難にしている。そして、開発途上国側は、先進国がABMTsやEIAなどに関するCB&TTを支援するのであれば、それと引き換えに、MGRsの開発や海洋科学調査をある程度自由に行うことを容認する姿勢を示し、ある種の「取引」になっている側面もある。実態としては、条約案の交渉の過程で、CB&TTの対象範囲や条件についても依然、見解の相違点が多く残っている。

2.4 BBNJ 準備委員会の成果

本項では、準備委員会における議論の進展について述べる。本準備委員会は、UNCLOSの下で実施されているBBNJに関する議論において、2015年に採択された国連総会決議69/292を受けて、計4回実施された(2016年～2017年)。同決議において、準備委員会は、政府間会議を開催するに先立ち、BBNJの保全及び持続可能な利用に関する問題を検討するための非公式作業部会の作業や、共同議長による様々な報告を考慮した上で、新協定の草稿の構成要素について、国際連合総会に対して実体的な勧告を行う、とされた。BBNJ準備委員会第1回会合は2016年3月下旬から4月上旬まで開催され、参加国からの一般演説やBBNJに関連する4つのテーマ(要素)、すなわちMGRs、ABMTs、EIA及びCB&TTについての各国の見解や立場が表明された。そして、後日、議長による総括文書が公開された。同第2回会合は2016年8月下旬から9月上旬まで開催され、上記4つのテーマに加え、「分野横断的問題」についても非公式部会が立ち上がり、議論が行われた。さらに、「意見の収斂が見られる領域」「更なる議論が必要な領域」という分類のもと、各国の立場が整理され、後日、議長による総括文書が公開された。同第3回会合は2017年3月下旬から4月上旬まで開催され、MGRsに関わる利益がどの段階から発生するのかを整理するための「段階的アプローチ」の提示や、CB&TTのテーマの下、情報交換を促進するためのクリアリングハウス機能の重要性や必要性について賛意が集まった。最後の同第4回会合は2017年7月中旬に開催され、事前に公開された議長素案をもとに、次に続く政府間会議の開催時期についての表現や勧告案の文言調整が行われ、最終的にはコンセンサスによって、国際的な法的拘束力のある文書の草案作成のための要素案が合意された。第1回から第4回のBBNJ準備委員会の議論の成果について、テーマ毎に解説する。

(1) 海洋遺伝資源(MGRs)(利益配分の問題を含む)

MGRsについて、その定義、アクセス、利益配分等に関する議論が行われた。MGRsの定義については、CBD第2条及び名古屋議定書中の定義に必要な変更を加えたうえで規定する方法とする意見が大勢を占めた。特に大きな争点になったのは、MGRsが「人類の共同財産」か否かという点であった。開発途上国の多くは、MGRsが同原則に基づき扱われるべきと主張したのに対し、多くの先進国は反対の立場をとった。例えば米国は、海洋遺伝資源は「公海自由の原則」で扱われる問題であり、すなわち深

海底には含まれない³⁴、従って利益配分の対象にもならないとの主張を展開した。一方、開発途上国は、UNCLOS 及び同条約第 11 部の実施協定の規定により、深海底は、「全ての沿岸国の大陸棚の外側にあっていずれの国の管轄権も及ばない海底及びその下」と規定され、「人類の共同財産」として、深海底における鉱物資源開発から得られる利益は国際的な利益配分の対象となっており、この原則を新協定にも適用すべきとの見解を示した。他方で「人類の共同財産」と「公海自由の原則」は相互に排他的ではないという見解も国連の地域グループとしては最大の「アフリカ諸国グループ」(Group of African States: GAFS)、通称アフリカグループ (African Group) から示された。MGRs の利益配分の形態としては、金銭的なものと能力構築及び海洋技術移転、海洋科学調査の促進等に資する非金銭的なものが議論された。また、本準備委員会は知的財産権について議論する場ではなく、世界知的所有権機関 (WIPO) や世界貿易機関 (WTO) が本問題を扱うべきという見解も示された (スイス等)。

(2) 区域型管理ツール (ABMTs) (海洋保護区を含む)

ABMTs について、その定義、目的と原則、制度的枠組等について議論が展開された。開発途上国 (G77 + 中国) は、ABMTs を用いた管理活動を調整する世界的な制度的仕組みを構築する必要性を訴えたのに対して、先進国は現存の制度や機構を活かし、かつ科学的根拠に基づいたルールや判断を適用すべきという発言が目立った。ABMTs について、各国より予防原則、海洋保護区のネットワーク化、最良の科学的知見の適用、公平性、近隣性、統合的アプローチ (複数の用途を管理するために海域全体を統合的・総合的に管理する) 等の原則やアプローチについておおむね賛意が集まった。ABMTs を用いる際に、近隣諸国との協議が必要とされるか、いわゆる「隣接性の原則」(adjacency) という表現を用いてインドネシア等の島嶼国が協議の必要性を主張したのに対して、反対の意向を示す国々があった。また、ABMTs については、本ツールを世界的に適用する場合の統治機構や意思決定の仕組みについて議論が深まり、グローバル型、地域型、複合型アプローチの分類が提案された。グローバルなレベルで一元的な管理を行うのか、既存の地域機関に依拠する分散統治型のシステムを導入するのか、またはその両方の利点を取り入れた複合型が望ましいのかという視点で多くの参加国が各々の立場を表明した。

(3) 環境影響評価 (EIA)

EIA について、EU やメキシコ、カリブ共同体 (CARICOM) 等により、UNCLOS 第 206 条、慣習国際法、CBD への言及が主張された。太平洋小島嶼開発途上国 (P-SIDS) や CARICOM は、ABMTs と同様に隣接国との協議義務を主張した。EIA のアプローチについて、G77 + 中国は、その予防的性質を強調した。アフリカグループは、戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment: SEA) に言及し、「戦略的環境アセスメントに関するキエフ議定書」(2003 年) の定義に基づき、SEA を通じて初期段階で潜在的な累積影響に対処し、合意された基準に照らして代替案を評価することの重要性を強調した。SEA は、一般的に計画案やプログラム案の環境上の影響を評価する仕組みで、EU や P-SIDS 等も累積的損害に備えて戦略的環境評価を提案したほか、セネガル等が越境環境影響評価への言及を主張したが、日本やアメリカ、中国等はこれらの原則を適用することに慎重な姿勢を見せた。さらに、G77 + 中国は、EIA は開発途上国にとり簡便であるべき、特に小島嶼開発途上国 (SIDS) に対してはしかるべき技術的・資金的支援が必要であると主張した。

(4) 能力構築及び海洋技術移転 (CB&TT)

CB&TT については、主に、共通のアプローチや実施のための制度・組織、資金について議論が行われた。共通のアプローチに関して G77 + 中国は、能力構築の対象となる国の主体性に基づき、包括的かつ国の個別のニーズや優先的課題・関心に対応したものであるべきと主張した。多くの開発途上国からの

参加国がUNCLOSの中でも最も実施が遅れている条項であるとの認識を示した。ネパールなどの内陸国を含む多くの開発途上国は、能力構築を義務化することを提案した。G77 + 中国は、特にSIDS等の特定のニーズに呼応するよう能力構築を実施すべきことを主張した。CARICOMは、IOCの技術移転ガイドラインに言及し、既存の枠組を尊重し、それらの取組みを強化するかたちで能力構築を展開すべきと主張した。EUは、国のオーナーシップ、ジェンダー平等、二国間及び多国間アプローチの有効な組合せが重要であるとの立場をとった。独立した基金設置の必要性や資金拠出を義務化するか否かについて、先進国と開発途上国との間で対立し、G77 + 中国は、地球環境ファシリティ（GEF）等を例にとり、任意の拠出金のみでは、能力構築の資金的課題を解決するのは難しいことを主張した。

2.5 政府間会議における議論

BBNJ準備委員会後に実施された2017年の国連総会では、決議72/249の採択により、計4回の政府間会議（IGC）の開催（2018年～2020年）が決定された。IGCは、BBNJ新協定の文書策定に向けた本格的な政府間交渉となる。なお、本決議第6項は、「政府間会議を経て得られる結果（新協定）は、UNCLOSと完全に一貫性のあるものでなければならない」と明記している。各国はIGC1（2018年9月上旬開催）及びIGC2（2019年3月下旬から4月上旬開催）において、参加国政府の様々な見解をBBNJ新協定に反映させるべく、草案に盛り込むべきあらゆる選択肢について議論を行った。その結果、草案の骨子となる文章（Draft Text of an Agreement）³⁵が完成し、IGC3（2019年8月下旬開催）では、この草案をもとに、政府間の協定文書そのものについての議論が行われた。各国の意見対立の構造は、準備委員会会合とあまり大きな変化が見られない。IGCにおける交渉の内容と対立点について解説する。

(1) 海洋遺伝資源（MGRs）（利益配分の問題を含む）

本要素における議論の焦点は、MGRsの適用範囲、アクセス及び利益配分である。まず、適用範囲について、深海底で発見されたMGRsに「人類の共同財産」の概念が適用されるべきか、または「公海自由の原則」が適用されるべきかについて、多くの開発途上国は前者を支持し、遺伝資源を共同で管理し同資源から得られる利益を公平に配分することを求めている。一方、多くの先進国は後者を支持し、意見の相違は未だに根強く、一部の関係者の間では、IGC4年以降も交渉が続くのは避けられないとの指摘もある³⁶。

MGRsへのアクセスに関して、海洋科学調査は規制の対象外とする方向で、各国の意見は概ね収束した。しかし、商業目的のアクセスに関しては、主に開発途上国から「許可制」あるいは「通知制」を採用すべきとの主張がなされた。多くの先進国は、事前の許可あるいは通知に全面的に反対、または簡易的な許可・通知制度に留めるべきとしている。利益配分に関しては、開発途上国の多くからは、「人類共同の財産」の概念を遺伝資源の利用・開発に、「公海自由の原則」を遺伝資源のアクセスに適用し、遺伝資源から得られる金銭的・非金銭的利益の両方の利益配分を義務化すべきと主張している。対照的に先進国は、利益配分は非金銭的利益のみとし、その実施は任意とすべきとしている。

MGRsの議論では上記の論点に加え、その「物理的適用範囲」についても各国の見解が分かれている。これは現場で採取された遺伝資源（*in situ*）のみに新枠組が適用されるか、あるいは実験施設内に持ち込まれた遺伝資源や標本（*ex situ*）、遺伝データ（*ex silico*）等にも適用されるかをめぐる議論であるが、開発途上国は全てを、先進国は*in situ*のみを適用範囲とすべきと主張している。物理的適用範囲の議論を含め、遺伝資源における全ての議論の対立の背景は、自らが遺伝資源の開発を進める先進

国の「余計な規制を設けたくない」という警戒感と、開発途上国の「先進国による利益独占に対する危機感」がある。

(2) 区域型管理ツール (ABMTs) (海洋保護区を含む)

本要素における主な争点は、ABMTsの設立方法及び設置基準である。前者の設立方法について各国は、その過程が包括的かつ透明で、既存の枠組（地域漁業管理機関で既に設定された水産資源管理区域等）との整合性が図られるべきであるとの見解で一致した。しかし、その具体的な方法についてはグローバル型、地域型、複合型の提案が再び示された。ABMTsの設置基準については、簡便で柔軟であるべきとの指摘があったものの、その具体的な内容については、各国は異なる見解を示した。例えば、P-SIDSを中心に気候変動や海洋酸性化等の累積的・越境的影響を設置基準として明記すべきとし、開発途上国を中心に社会的経済的要素を考慮すべきとの主張がなされた。しかし、主に先進国は、これらに消極的な見解を示した。BBNJ新協定のもと設置されるABMTsと既存の枠組との整合性については、新協定は既存の条約や国際機関との連携を図るべきであるとの見解で、各国が一致した。

(3) 環境影響評価 (EIA)

本要素における主な争点は、EIAの実施基準、実施が必要とされる（海洋環境に影響をもたらす恐れのある）活動及び適用範囲である。はじめに実施方法について各国は、BBNJ新協定のもとで実施されるEIAは、その実施に関する決定を国が行うこと、また、環境影響評価に関する既存の枠組と重複すべきでないとの意見で一致した。また、多くの国が、最良の科学データの活用や伝統的知識の活用を支持した。次に、争点となる実施基準について各国は、「相当な汚染や害のある変化を海洋環境にもたらす潜在的（potential）な影響」が生じた場合としつつ、その多くは、実施基準は必要最低限にすべきと主張した。しかし、実施基準の詳細は、今後さらなる議論が必要とされた。実施基準と既存の枠組との関係性について、①新協定は必要最低限の閾値（EIA実施が必要となる条件）を設定するに留まる、②既存の枠組で実施された活動に関してはEIAの実施を求めない、③既存の枠組が存在する場合、新協定におけるEIAは適用されない、④既存の枠組で実施されたEIAは、新協定のもとで実施されるEIAの実施条件を満たす、という4案が提案された。

EIAの実施が必要とされる活動について多くの国は、完全に網羅的でないものの、その内容を直接明記しつつ、更新可能な「活動内容一覧」の作成を求めた。しかし、具体的な活動内容については実施基準における議論と同様に、今後さらなる議論が必要とされた。EIAの適用範囲について、気候変動や海洋酸性化等の累積的・越境的影響の考慮を求める主張が多くの国から上った。しかし、沿岸国の社会的・経済的・文化的背景の考慮をめぐり、議論の対立が生じた。多くの開発途上国がこれらの背景を考慮すべきと主張した一方、先進国はこれらについて明確に示すことは困難とし、消極的な見解を示した。

(4) 能力構築及び海洋技術移転 (CB&TT)

CB&TTに関する主な争点の一つは、BBNJ新協定におけるCB&TTの様態（義務化また任意、等）である。新協定のその他3つの要素を実施するためにも能力構築は重要であり、そのニーズは高いというのが、各国の共通認識である。さらに、能力構築支援を行う際には、裨益国のニーズや状況を丁寧に把握し支援を実施するべきであること、能力構築の具体的な実施内容を一覧化する際は、裨益国のニーズの変化や技術の進歩にも柔軟に対応できるよう、新しい項目を追記できるリストにすべきであること等が広く同意されている。このリストには、現時点での新協定草案骨子では、共同研究・調査による科学技術支援や、ワークショップを含む各種訓練を通じた人材育成、科学データと知識の共有、制度設計に関する能

力構築等が含まれている³⁷。

各国の主張の隔たりが見られるのは、特に、CB&TTの実施について多くの開発途上国は義務化を支持する一方で、多くの先進国は任意制を支持している。資金支出について、多くの開発途上国は、自発的及び義務的メカニズムを織り交ぜた資金支出メカニズムの設置を希望し、一部の先進国も同見解を支持しているが、義務的な資金支出は、BBNJの新たな制度構築及びクリアリングハウスメカニズムの費用に限定されるべきであるとしている。対照的に多くの先進国は、自発的な資金支出が優先されるべきと主張している。この意見の相違は、MGRsにおける議論と同様に、BBNJ新協定の合意形成をより困難なものにしている。

3. 能力構築及び海洋技術移転（CB&TT）の議論における課題

本節及び第4節では、他3要素の実施に共通して必要とされるCB&TTに焦点を当て、それらの議論における問題点の詳細及びBBNJに関連する能力構築の現状を概観する。CB&TTにおいては、論点として収斂しているのは、能力構築がニーズに基づいて実施されるべきであること、特別な状況³⁸を考慮（特にSIDS）するべきであること、情報共有のためのクリアリングハウス機能の必要性である。依然、収斂していない論点としては、CB&TTの目的及び適用範囲、CB&TTを先進国側の義務としてその実施を確保（ensure）するのか、あるいは任意として促進（promote）するという表現に留めるのかという点である。支援の内容についても、金銭的支援または非金銭的支援に重きを置くのか、支援や資金供与に関しても義務化するのか、または自発的（任意）の拠出とするのかで、意見の相違が際立っている。その他、さらに議論が求められる点として、能力構築及び海洋技術移転の定義、CB&TTを提供する民間部門に義務を課すことへの懸念、CB&TTにおける各国の協力の在り方、誰がCB&TTの恩恵を受けるべきか、関連する様式を策定する上での締約国会議（COP）の役割、CB&TT実施のモニタリングとレビューに関する規定等が挙げられる³⁹。以下、CB&TTの収斂していない論点について、課題を整理する。

BBNJをめぐる議論では、能力構築の定義について未だ合意がなされていない。一方で、海洋技術移転については、IOC基準・ガイドラインを参照する国が多い。また、CB&TT実施の「目的」については、見解の相違が見られる。途上国は、CB&TTの実施範囲をあえて限定せず、広範な解釈の余地を残そうとしている。特に、P-SIDSは、CARICOM、バングラデシュ、モルディブ等とともに、支援を必要とする締約国、特に途上国の能力構築を促進するため、より一般的な規定を提案している⁴⁰。一方でEUや米国は、これらの実施範囲を新協定達成のため、しかもABMTs及びEIAのテーマに絞り実施するべきと主張している。ただし、海洋科学を習得する上で、沿岸域で役立つ技術や知識は公海域でも汎用性があり、それらを明確に切り離すことは困難であることにも留意が必要である。

IGC3では、G77+中国は海洋技術の移転により技術へのアクセスを「確保する」（ensure）という強い表現を希望した。一方で、日本、米国、ノルウェー及びロシアは、海洋技術の移転により技術へのアクセスを「促進し、奨励する」（promote and encourage）という表現を支持した。また、多くの先進国からは、能力構築の名目のもとにMGRsのアクセスや開発から得られる情報の共有及び利益配分が義務化された場合に、公海域での海洋科学調査や探査・開発を行う研究機関や民間企業の開発意欲を低減させてしまう懸念が示されている。また、CB&TTの費用負担の課題に関する議論では、開発途上国によるさらなる能力構築支援への要求が強調された。しかし、既存の国際機関や類似の資金メカニズムの仕組みについて確認してみると、義務的拠出金は、加盟国等が定められた額や負担を求められた額を義務的に支出する国連分担金や国連平和維持活動（PKO）分担金が該当する。しかし、それ以外の国連開

発計画（UNDP）等の国際機関、地球環境ファシリティ（GEF）、緑の気候基金（GCF）、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（GFATM）等の特定分野の基金の多くは、各国が自発的に支出する任意拠出金により組織運営されている⁴¹ことも事実として認識しておくことが重要であろう。

CB&TTの協力のあり方について、IGC3において日本と韓国は、締約国がそれぞれの能力に応じて協力を「促進」することを強調したが、ノルウェーとEUは「条約に則って」協力することを提案した。オーストラリアとツバルは「協定と加盟国の能力に応じて」と提案した。さらに、恩恵を受ける主体についてEUは、全ての締約国が保全と持続可能な利用に関するCB&TTの規定から利益を得られる可能性がある」と強調し、CB&TTの様式も含めてCOPで議論されるべきだと強調した。米国は、全ての途上国締約国がCB&TTの受益者になるわけではないと指摘し、「被援助」開発途上締約国という表現を求めた⁴²。さらに、De Santo *et al.* (2020)が指摘するように、草案文中の「開発途上の中所得国」への言及も争点になっており、米国やカナダは、中所得国までもが後発開発途上国（LDCs）のように、特別な扱いを受けべきだとは思わないとけん制している。

CB&TTに関する各国の見解が収斂しない背景の一つとして、既存の海洋関係の能力構築プログラムに関する具体的な情報や到達点についての情報不足も挙げられる⁴³。能力構築に関する需要と供給に関しては、地域や国のニーズも非常に多種多様であり、その詳細をタイムリーに把握することは容易ではなく、そのようなニーズと能力構築プログラムのマッチング機能を有する仕組みとしてクリアリングハウスメカニズム設置への要望が各国により提示されているのは、前述した通りである。既存の仕組みで類似の機能を有しIOCが管理している「海洋バイオジオグラフィック情報システム」（OBIS）についても、議場でIOCにより紹介がなされた。課題としては、クリアリングハウスで公開するデータや情報に関して、どのように知的財産権を保障するのか、データを公開するだけではその活用には至らず、その公開の仕方、特にSIDSの特別な状況の考慮も重要であり、データベースの設置に加え対面形式の研修プログラムや丁寧な対話とマッチングが必要であることも指摘された。データベースの構築・維持、活用には適切な資金的・人的手当てが必須であり、OBISの運用においてもその点が課題になっていることが、OBIS担当者により言及された。

一方でCB&TTの項目については、更新可能な活動リストを作成し新協定に添付すること、より具体的な実施方法等については、新協定の締約国会議を設置しその判断に委ねることについて、大方の合意が形成されている。米国の非営利組織グローバルオーシャンフォーラムが能力構築支援に関して開発途上国の政策決定者・行政官を中心にアンケートを通じて実施したニーズ調査では、国レベルで、「国家管轄権を越える区域」における管理上の制約を軽減するために必要な能力として、科学/技術（23%）、政策/法関連（18%）、意識/理解（18%）、人的資源（17%）、財政金融（13%）が、上位となった⁴⁴。CB&TTが個別のニーズに基づいて実施されるべきであることは、先進国及び途上国の双方から繰り返し主張されたものの、多様なニーズを詳細にかつ定期的に把握するための仕組みは不在であり、新協定のもとあるいは当該COPにおいて国や地域におけるニーズアセスメントの方法、それに基づくCB&TTの実施やモニタリング・評価等について検討されることが求められる。

4. 海洋分野における能力構築の現状とBBNJへの応用

世界の海洋経済の規模は、世界の総付加価値の2.5パーセントと推定され、急速に成長している⁴⁵。ABNJに限定しなければ海洋分野におけるCB&TTは、政府や国際機関、民間、市民社会など多様な主体により提供されており、一定の実績が認められる⁴⁶。これらの支援は、BBNJの能力構築支援におい

でも応用可能なものが多く含まれると同時に、多くのノウハウや教訓を示している。国際機関においては、IOC等の国連関連機関が海洋科学の分野において、IOC Capacity Development Strategyのもと⁴⁷、開発途上国に対する研究助成等の支援を行っている（例：IOC西太平洋地域小委員会における海洋科学トレーニング調査センター）。また、世界自然保護基金やグリーンピース等は、海洋分野を含む大学生・大学院生への奨学金やフェローシップ（給付型奨学金付きの研究員の資格）の支給、開発途上国政府の交渉官に対するBBNJに関連する知識の強化等を目的としたワークショップを開催している⁴⁸。国レベルではアメリカの国際開発庁やドイツの経済協力開発省、イギリスの国際開発省が代表的な能力構築支援機関として挙げられる。

さらに、日本の取組みを例に具体的なプログラムについて概観したい。笹川平和財団海洋政策研究所が、2010年から2020年まで日本政府関連機関が実施した海洋分野におけるCB&TT関連の情報を、公開情報やインタビューをもとに集計・分析した結果、能力構築実施の合計件数は157件、総額は約4,493億円と推定された。実施組織は、環境省（14件）、文部科学省（3件）、水産庁（2件）、国際協力機構（45件）、海洋研究開発機構（23件）、科学技術振興機構（6件）、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（1件）、海外漁業協力財団（9件）、東京海洋大学（33件）、東京大学（9件）、日本財団（12件）で、支援の対象国は60カ国近くに上った。件数が最も多かった国際協力機構（JICA）が実施するODAのスキームは、1）技術協力、2）無償資金協力、3）円借款（低金利及び長期間の返済期間が設けられた開発資金の貸付け）の3つに大別され⁴⁹、海洋分野に特化した取組みは、資源管理を含む漁村開発系及び海洋保全系等の複数の分野に類別された。JICAによる支援は、支援対象国の要望を慎重に検討し実施するいわゆる要請主義に基づくもので、これは対象国のニーズの反映の結果であるともいえる。環境分野のプロジェクトでは、ABMTs（JICAのパプアニューギニアに対するMPA政策強化プロジェクト等）やEIA（環境省のMOYAIイニシアチブ等）のための能力開発等、特筆すべきものが含まれている。なお、民間財団として人材育成プログラムの規模が突出している日本財団による支援では、海事行政や国際海洋法に関する様々な人材育成プログラムが提供されている。

従来のCB&TTの実施、特に日本政府関連機関が行った海洋分野におけるCB&TTの経験から導くことができるいくつかの教訓は、科学に基づいた政策立案の重要性、共同研究を通じた長期的な現地パートナーとの連携の波及効果、多様なアクターによる貢献の重要性、研修後のフォローアッププログラムの効果等が挙げられる。ただ、既存の取組みの多くはワークショップ等の個人レベルのものが多く、長期的な視点を欠いているという分析がある⁵⁰。BBNJに関連する政策を効果的に実施するためには、組織レベルの能力向上も不可欠である。

Vierros and Harden-Davies（2020）によると、海洋関連のCB&TTを実施するための複数の政策的マנדートが存在しており、CBD（名古屋議定書）、ワシントン条約、南極条約、地域海条約等に基づき多くの活動が既に実施されており、適切に実施されれば、BBNJ協定案と相乗効果が高くなる可能性がある。一方で、BBNJ新協定を締結するには、既存のCB&TT活動に深海・外洋の側面を加えることが必要とされ、EIA及びSEAやMGRs等、まだ十分にカバーされていないテーマにも重点を置く必要があると分析している。BBNJ新協定は、より全体的で生態系に基づく海洋ガバナンスを促進するかたちでCB&TTを実施する機会を提供し得る、さらに沿岸域での活動と公海での行動を結びつける機会をも提供できると、その可能性に言及している⁵¹。今後は、公海の地理的・法的特殊性に鑑み、これに特化した取組みが求められると考えられる⁵²。さらに、新協定の実効性を高めるためには新規の資金的、組織的な措置が不可欠であることは明白である。

5. おわりに

2年間にわたるBBNJ準備委員会により、国連総会に対する勧告までこぎつけた意義は大きい。しかし、実質的な交渉は政府間交渉に持越されるかたちとなった。現在、国連決議に基づき開催が決定されている政府間会議は残り一回となったものの、各国、特に開発途上国と先進国の間で、未だ埋まらない溝が見られる。そして、新協定やそれに基づく新制度は従前の取組みの経験や実績、反省に基づき設計、実施されることが望ましい。CB&TTに関しては、UNCLOSにおける技術移転は努力義務であり強制力はないものの、より促進的な仕組みが求められていることは明らかであり、新協定実施の成否にも関わる重要な課題である。また、既存の能力構築支援の枠組間の調整も肝要である。

BBNJの適切な管理を実現するためには、能力構築支援間の繋がりを強め、既存の取組みの到達点を振り返り、またその教訓を生かしてBBNJの能力構築へと発展拡大することが、今後のCB&TTに関する議論で求められてくる。このような議論が、SDG14に掲げられている「海の豊かさを守ろう」という目標達成に寄与し、海洋生態系及び生物多様性の保全に寄与する。世界の生物多様性の保全と持続的な利用を実現するためには、BBNJ新協定の早期の成立、そして加盟国による条約への普遍的な参加が期待される。次世代に健全な海洋が引き継がれることにより、人類が享受する福利が損なわれないことが重要であり、そのための不断の努力が、BBNJの議論において、各国に、さらに全人類に求められる。

- 1 本田悠介 (2020年): 「現代海洋法における公海自由の原則の揺らぎ」 浅田正彦・桐山孝信・徳川信治・西村智朗・樋口一彦 編: 『現代国際法の潮流I』 東信堂、444-457頁。
- 2 本田悠介 (2014年): 「国家管轄権外区域における遺伝資源へのアクセスと国連海洋法条約—新実施協定策定の動きを中心に—」 『日本海洋政策学会』 第4号、44-60頁。
- 3 Greiber T: *An International Instrument on Conservation and Sustainable Use of Biodiversity in Marine Areas beyond National Jurisdiction, Exploring Different Elements to Consider, PAPER X Existing Regulatory, Institutional and General Governance Gaps*, International Union for Conservation of Nature.
- 4 オスバル条約のもと設立された北東大西洋における海洋保護区の一部、また南極の海洋生物資源の保存に関する条約のもとサウス・オークニー諸島南海域及びロス海に設立された海洋保護区は、国家管轄権外区域における海洋保全の例である。
- 5 Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services (2019): *The Global Assessment Report on Biodiversity and Ecosystem Services*.
- 6 Vierros MK and Harden-Davies H (2020): "Capacity building and technology transfer for improving governance of marine areas both beyond and within national jurisdiction," *Marine Policy*, Vol.122, 104158.
- 7 UN Document, A/CONF.232/2020/3 p.6, 18 November 2019.
- 8 Kraska J (2018): "National Security Considerations for a Binding Instrument on Managing Biodiversity Beyond National Jurisdiction," *AJIL Unbound*, Vol.112, pp.150-154.
- 9 Shi Y (2020): "Settlement of disputes in a BBNJ agreement: Options and analysis," *Marine Policy*, Vol.122, 104156.
- 10 De Santo EM, Mendenhall E, Nyman E, and Tiller R (2020): "Stuck in the middle with you (and not much time left): The third intergovernmental conference on biodiversity beyond national jurisdiction," *Marine Policy*, Vol.117, 103957.
- 11 Cicin-Sain B *et al.* (2018): "Policy brief on capacity building as a key aspect of a new international agreement on marine biodiversity beyond national jurisdiction (BBNJ)," Global Ocean Forum, Food and Agricultural Organization of the United Nations, Global Environmental Facility, Common Oceans, and University of Delaware.
- 12 UN Document, A/CONF.232/2019/10 pp.5-23, 13 September 2019.
- 13 Riccardi L (2020): "The EU and the UN Legally-Binding Instrument on the Areas Beyond National Jurisdiction," in *Global Challenges and the Law of the Sea*, eds. Chantal, Loureiro Bastos RF, and Henriksen T (Springer, Cham), pp.401-422.

- 14 Prip C (2020): "Integrating Climate Change in the Governance of Areas beyond National Jurisdiction," in *The Law of the Sea and Climate Change: Solutions and Constraints*, eds. Johansen E, Busch S, and Jakobsen IU (Cambridge University Press), pp.336-353.
- 15 Glowka L (1996): "The deepest of ironies: genetic resources, marine scientific research, and the area," in *Ocean Yearbook Online*, eds. Chircop A (Brill | Nijhoff), pp.154-178. なおCBDにおける深海底の遺伝資源に関する議論及びBBNJ作業部会における交渉の過程の詳細は、本田、2014年を参照されたい。
- 16 Convention on Biological Diversity (2003): UNEP/CBD/SBSTTA/8/INF/3/REV1, 22 February 2003.
- 17 *Ibid.*, paras.127-129.
- 18 Convention on Biological Diversity (2004): UNEP/CBD/COP/DEC/VII/5, paras.45-56, 13 April 2004.
- 19 本田 (2014) : 前掲論文、48 頁。
- 20 UN Document, A/RES/59/24 para.73, 4 February 2005.
- 21 本田 (2014 年) : 前掲論文、49 頁。
- 22 本田 (2014 年) : 前掲論文、49-50 頁。
- 23 UN Document, A/RES/66/288 para.162, 11 September 2012.
- 24 UN Document, A/RES/69/292 para.1(a), 6 July 2015.
- 25 UN Document, A/RES/72/249, para.1, 19 January 2018.
- 26 UN Document, Fourth session of the BBNJ Intergovernmental Conference: Letter from the President of the General Assembly dated 9 March 2020, 9 March 2020.
- 27 UN Document, A/75/L.96, para.4, 9 June 2021.
- 28 UNESCO IOC (2005): IOC criteria and guidelines on the transfer of marine technology. (<http://dx.doi.org/10.25607/OBP-405>, Retrieved on 1 May 2021).
- 29 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所 (2006 年) : 『キャパシティ・ディベロップメント (CD) 報告書』2006 年、1 頁 (https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/pdf/200603_aid_01.pdf, 2020 年 11 月 19 日)。
- 30 United Nations Development Programme (2008): *Capacity Development PRACTICE NOTE* (http://content-ext.undp.org/aplaws_publications/1449053/PN_Capacity_Development.pdf, Retrieved on 9 October 2021).
- 31 *Ibid.*
- 32 UN Document, A/RES/69/245 p.3, 24 February 2015.
- 33 本田悠介 (2016 年) : 「国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) と国連海洋法条約」、国際法学会エキスパートコメント No. 2016-1. (<http://www.jsil.jp/expert/20160331.pdf>, 2020 年 11 月 19 日)。
- 34 ここで「深海底」としているのは、海底が公海の範囲内にあっても、その延長大陸棚分を除くため、海底と水柱の範囲が必ずしも一致しないためである。したがって BBNJ の議論では、深海底と公海の二つの地理的要素が存在する。
- 35 UN Document, A/CONF.232/2019/6, 17 May 2019.
- 36 De Santo *et al.*, *op.cit.*
- 37 UN Document, A/CONF.232/2020/3 pp.44-45, 18 November 2019.
- 38 特別な状況とは、生態的脆弱性、狭い国土、限られた資源、地理的に散在した国土、市場からの隔離等を指す。
- 39 IISD Reporting Services (2019): Earth Negotiations Bulletin, BBNJ IGC-3 FINAL, Vol. 25 No. 218, Monday, 2 September 2019 (<http://enb.iisd.org/oceans/bbnj/igc3/>, Retrieved on 1 May 2021).
- 40 *Ibid.*
- 41 林田明子 (2015 年) : 「国際機関等への拠出金・出資金— 拠出・出資の現状と監査等の制度 —」、『立法と調査』、2015. 6 No. 365, p.86-97. 参議院事務局企画調整室編集・発行 (https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20150601086.pdf, 2021 年 5 月 1 日)。
- 42 IISD Reporting Services, *op.cit.*
- 43 Balgos MC, Cicin-Sain B, Kurz M, Ramakrishna U, and Farmer T (2016): *Workshop on capacity building to improve the management of marine areas beyond national jurisdiction (ABNJ): needs, experiences, options, and opportunities*, Food and Agricultural Organization of the United Nations and Global Environmental Facility.
- 44 Cicin-Sain *et al.*, *op.cit.*
- 45 Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) (2016): *The Ocean Economy in 2030*. Paris: (<https://doi.org/10.1787/9789264251724-en>, Retrieved on 1 May 2021).

46 Cicin-Sain *et al.*, *op.cit.*

47 UNESCO-IOC (2016): *IOC Capacity Development Strategy 2015-2021*, IOC/INF-1332, 7 March 2016.

48 Cicin-Sain *et al.*, *op.cit.*

49 独立行政法人国際協力機構 (2020年): 『JICA2020 Annual Report 国際協力機構年次報告書』、1頁 (<https://www.jica.go.jp/about/report/2020/list01.html>, 2020年11月19日)。

50 Cicin-Sain *et al.*, *op.cit.*

51 Vierros and Harden-Davies, *op.cit.*

52 *Ibid.*

編集後記

Editorial Note

昨年は、「コロナ（COVID-19）禍真っ只中」であるにもかかわらず投稿論文を頂戴したことや、慣れないリモートワークによって、本誌10号の出版ができたことを、投稿者やすべてのご関係者に本当に感謝申し上げます。その時には、まさか、11号の編集においてもコロナ禍が続いているとは、想像だにできなかった。昨年10号の編集後記では、「いまだ収束しないコロナ禍を乗り越えていきたいと思っている」と結んだ。そして、11号でも、コロナ禍の厳しい状況にありながら、貴重な投稿論文を頂戴し、依然としてリモートワークであったが編集委員会も開催して、つつがなく編集作業を終了することができた。その意味では、わたくしたちの「日本海洋政策学会コミュニティ」は、すでに、コロナ禍をはっきりと「乗り越えた」といえると思う。こうした力強い成果を、投稿者、査読者、3名の副編集委員長を含む編集委員、新しく編集補佐となり確実な作業を進めてくれた小林哲さん、その他のご関係者とともに達成できたことに、心より御礼申し上げます。

コロナ禍であったために、本誌「10号」という本誌の一つの節目にあたる号であったにもかかわらず、昨年は、それについては考える余裕もなかった。学際的な学会として日本海洋政策学会が設立され、着実にその歩みを続けてきた。学会の一つの営みとして本誌が11号を迎えたことは、本当に特筆すべきであるし、心より喜ばしく思う。この学会を立ち上げられ、今日まで学会の活動を育ててこられた先輩たちや、本誌の在り方を一から作り上げられた前任者たちのご尽力に、あらためて敬意を表したい。そして、学会誌という貴重な財産をお預かりする者として、質の高い海洋政策の研究を発信し、そのために、投稿を頂戴して査読から編集へと進む過程を、一層ゆるぎないものへとすることに、みなさまともに力を尽くしていきたい。みなさま、ありがとうございました、そして、これからもよろしく願い申し上げます。

編集委員長 兼原 敦子
Atsuko Kanehara

第10号（2020年11月）発行では、次の専門家の方々に査読をお願いしました。

阿部 克則、猪又 秀夫、加々美 康彦、小松 輝久、佐々木 剛、鶴田 順、西本 健太郎、
許 淑娟、山地 哲也、吉江 宗生、和田 良太、和仁 健太郎（五十音順）

編集委員会

委員長	兼原 敦子(上智大学)[国際法]	
副委員長	西村 弓(東京大学)[国際法]	
	藤倉 克則(海洋研究開発機構)[海洋生物学]	
	早稲田卓爾(東京大学)[海洋情報]	
委員	小松 輝久(日本水産資源保護協会)[海洋生態学]	三浦 大介(神奈川大学)[行政法]
	佐藤 慎司(高知工科大学)[海岸工学]	森川 幸一(専修大学)[国際法]
	佐藤 徹(東京大学)[海洋環境工学]	八木 信行(東京大学)[水産政策]
	下迫健一郎(沿岸技術研究センター)[海岸・海洋工学]	良永 知義(東京大学)[水産増養殖・魚病学]
	高木 健(東京大学)[船舶海洋]	(五十音順)
	中村 秀之(日本海事センター)[国際海事法・海事政策]	
オブザーバー	窪川かおる(帝京大学)[海洋生物学]	

日本海洋政策学会誌投稿規程

1. 投稿の原則

- 1.1 投稿原稿は、その内容が日本海洋政策学会の活動に相応しい内容であること。
- 1.2 投稿者は原則、本学会会員に限る。但し、編集委員会が認めた者についてはこの限りではない。
- 1.3 掲載された論文等の著作権は、著者から本学会に譲渡される。転載許可が必要な図表を用いる場合は、著者の責任で転載許可を取る。
- 1.4 投稿原稿は和文または英文に限る。(ただし引用文献はその限りでない)
- 1.5 著者は、執筆要領に従って作成した原稿ファイルをEメールに添付して事務局宛に提出すること。査読の結果受理された場合には、あらためて最終原稿ファイルを送信すること。
- 1.6 投稿された原稿は返却しない。
- 1.7 投稿料は無料とする。ただし、カラーページについては実費を執筆者負担とする。

2. 投稿原稿の体裁

2.1 原稿の種類と定義

投稿原稿の種類は、論文、研究ノート、報告、解説、展望、その他とする。

- (1) 論文
海洋政策の基礎となる、あるいは海洋政策に関係する研究成果をとりまとめたものであり、独創性、信頼性があり、学術的価値のある内容で完結した原著研究報告。
- (2) 研究ノート
海洋政策研究に貢献するアイデア、資料、事例等の解析。
- (3) 報告
調査、観測、災害事例、集会等に関する報告。
- (4) 解説
特定の主題について広範な読者を対象として解説したもの。
- (5) 展望
特定の主題について将来の展望をまとめたもの。
- (6) その他
本学会が特に掲載を認めたもの。

2.2 原稿の長さ

原則として論文、報告、解説については、図、参考文献を含めて刷り上り20頁以内、研究ノート、展望については同15頁以内とする。なお、B5版刷り上り1頁は、1,200字である。ただし、参考文献、注も字数に含むので注意ください。図表は字数の制限には含まれない。編集委員会が、編集過程で、投稿者と相談することはある。

2.3 原稿の書き方

原稿の書き方は執筆要領に従うこと。

日本海洋政策学会誌 第11号

2021年11月

編集：日本海洋政策学会編集委員会

発行：日本海洋政策学会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16
笹川平和財団ビル6階
(公財) 笹川平和財団 海洋政策研究所気付

TEL & Fax : 03-6457-9701

mail : office@oceanpolicy.jp

url : <https://oceanpolicy.jp>

2021年11月 ©2021 日本海洋政策学会

ISSN : 2186-3954

Journal of Japan Society of Ocean Policy

No.11

(November 2021)

Contents

Suggestions for Future Enhanced Oceanographic Data and Information Management in Implementing the UN Decade of Ocean Science for Sustainable Development Yutaka Michida	4
A Study on the Background against Which an Ocean Management Act Has Not Been Established in Japan Tatsuro Suwa	15
Contribution of Offshore Windfarm Projects to Regional Economies: Base Ports in Akita Prefecture Satoshi Tajima, Hiromasa Otori, and Kensuke Yamaguchi	27
International Processes for Expanding Marine Protected Areas: The Case of Seychelles and Challenges to International Agreements and Implementation of the 30% Target Proposal Masanori Kobayashi	42
Toward Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction: Analysis and Prospects for Negotiation Process at the United Nations with a Focus on Capacity Building and the Transfer of Marine Technology Miko Mackawa, Iwao Fujii	55
Marine Survey by HMS Challenger in Japan's Adjacent Sea Areas in 1875 and Negotiation with Japanese Government, Meiji Administration Hiroyuki Nakahara	70
Summary of the 12th Annual Meeting	87
Editorial Note Atsuko Kanehara	88
